

# 十七世紀後半の北インドにおける農民収奪の一面

—アウラングジーブ帝の二勅令を手懸りにして—

近 藤 治

【要約】アウラングジーブ帝治世年代初期の土地制度に関する二勅令によると、アクバル帝時代の正規の地租制とされた丈量法に代って、定額地租と出来高地租に基づく共同体への地租の一括賦課が主要な形態となり、また直接生産者である農民は自己の保有地の占有権を認められてはいたが、経済外的強制と土地への緊縛によって五割にのぼる高額の地租の支払いを義務づけられ、国家的隷属を強いられた隷農的位置におかれていた。しかも、収税官および在地の首長は相互に癒着しつつその上級所有者の立場と権限を強めていったから、通常の地租以外の私的取得、つまり彼らによる一部剰余生産の独自の搾取が強化され、農民の負担は一層加重されることとなった。本稿は十七世紀後半の北インドにおける土地制度を、このような農民収奪の実態の把握という視点から、考察しようとするものである。

史林 五卷五号 一九六九年九月

## はじめに

今日のインド・パキスタンの約七割を構成する農業人口の大半は、依然として極端に低い生活状態にあえいでいる。その原因には、資本の国際的な流通、搾取の機構のなかで、急速に工業化を進めようとする両国政府の政策によって農業部門に矛盾が集中していることのほかに、その農業部門においては、イギリスによる植民地的経済収奪の大きな基

盤となっていた農業の生産諸関係が独立後も徹底した改革を経ないまま、現在に至るも殆んどそのまま継承されてきたことにもあると考えられる。ところでイギリスは、とりわけ帝国主義的植民地支配の段階になってくると、この段階の植民地主義の一般的傾向の例にもれず、インド在来の古い農業制度を温存ないしは一面強化したのであった。従って今日のインド・パキスタンの農業制度、とりわけその中心をなす土地制度における農民収奪の形態については、

イギリス支配時代以前のそれとのある種の連続性、近似性が指摘できる。

イギリスがその領土的、経済的侵略の過程で直面したの  
は、インド史上最後の統一王朝である中央集権的官僚国家  
ムガル朝が急速に崩壊へと向い、続いて分裂と地方分権化  
が進行していた十八世紀半ば以降のインドの現実であった。  
本稿は十七世紀後半における北インドの土地制度、なかな  
く農民収奪の実態の一面を幾分とも明らかにすることを  
めざすものであるが、この時期は、かかるイギリスによる  
植民地支配に直接先行する時期ではなく、その故にイギリ  
スが引き継ごうとした土地制度がこの時期のものであった  
わけでもない。しかし、インドにおける権力の地方分化和  
土着化が進行する以前の段階にあって、ムガル朝政権下に  
土地制度がかなり統一的に実施されていた時期であり、約  
一世紀後にイギリスが当面した地方的諸特徴をもつ土地制  
度のいわば原型とも考えうべきものがそこにあったこと、  
また同時にこの王朝の崩壊要因が次第に顕在化しはじめた  
時期であったこと、この点において興味ある時期であり、  
それだけに適切な考察を要する時期と、さしつかえな

いであろう。

これまで、この時期を含めたムガル朝の土地制度を扱っ  
たものには、一九二〇年代に発表されたイギリス人モアラ  
ンドによる実証的な一連の制度史的研究や、より多くの史  
料の援用と方法的検討とを加えることによってこれを発展  
させたインド人 I・ハビーブによる包括的な研究があり、  
またアウラングジブ帝治世下の時代史については、先駆  
者的役割を果たした同じくインド人史家サルカルの研究があ  
るが、本稿で私はアウラングジブ帝の治世初期に出され  
た二つの勅令を直接の手懸りとすることによって、当時の  
農民収奪や広くは土地制度そのものの実態に迫っていきたく  
いと思う。これら二つの勅令は、右にあげたサルカルによ  
って今世紀の初頭に英訳を付してその原文が紹介されてよ  
り以来年月を経ること久しいが、今日まで極めて限られた  
範囲でしか取り上げられてこなかった。

そのうちの一つは治世第八年（一六六五／六六）にさる州  
の財務長官（ディワーン diwan）ラシク・ダース宛に出された Farman  
-i-Badshah Aurangzib 'Alamgir ba-nam-i-Rashik Das  
Kajori ba-tarq-i-dastur-ul-amal (R・Dと略記) であつ

て、前文および十五条からなっており、他は治世第十一年(一六六八/六九)にグジャラート州の財務長官ムハンマド・ハンシム宛に発令された Farman-i-Hazrat Muhyi-u'd-Din Muhammad Aurangzib 'Alamgir Badshah Ghazi fi sana 1079 hijri dar bab-i girftan-i-Kharaj (M・Hと略記)であって、前文および十八条の条文からなっている。後者に対しては、同じく当時の公用語ペルシア語で逐条説明を加えた注釈があり、これも同時にサルカルにより英語を付して紹介されたが、この注釈そのものはこれによって注釈家の法理念を知ることができても、土地制度の生きた有力な手懸りとはならないと思われる。<sup>④</sup>

これらの勅令は、土地の単なる授与を示した現存する他の多くのそれとは異ってかなり長文であり、地租の増収という現実の必要性から州の財務長官に指令したものであるだけに、その内容は具体的である。そこでこれらを主要な手懸りにして、以下においては、アクバル帝時代との簡単な比較を行いつつ、まず地租制度がいかなるものであったか、つづいて農民の土地に対する権利と義務はどんなものであったのか、さらに農民はいかなる強制と拘束の構造の

なかで収奪を受けていたのか、といった点について述べてみたいと思う。しかし、筆者自身の力不足や史料利用上の制約のため、この小論にはもとより不十分さがあることをはじめにお断りしておきたい。

なお、アラビア文字によるペルシア語ならびにインド語系の転写法は、スタインガースとブラッソ両者の方法に基いて、<sup>⑤</sup>次のように行うものとする。

(語頭省略) b, p, t, s, j, ch, h, kh, d, z, r, f, z, zh, s, sh, s, z, t, z, , gh, f, q, k, g, l, m, n, w (v), h, y.

#### 一 地租の賦課法——定額地租と出来高地租——

農民に賦課される地租の査定方法としては、M・Hから見るかぎり、この時代には大別して定額地租と出来高地租との二つがあった。まず定額地租についてみると、それは次に一部引用する各条文中にあるハラージュ・ムワツザフ Kharaj-i muwazzaf ということがこれに相当するものである。

年のはじめに、各農民の状態について、また彼らが耕作に従事しているかそれともそれを放棄しているか、能うかぎり

知悉せよ。……*kharaḥ-i muvazzaf* においては、耕作して  
いようとしまいと地租 *kharaḥ-i* が徴収されることを農民た  
ちに知らしめよ。(M・H 第二条)

*kharaḥ-i muvazzaf* の取立ては各作物の収穫時である。

故にそれぞれの作物の収穫時になれば、それに相応する地租  
を徴収せよ。(M・H 第八条)

*kharaḥ-i muvazzaf* においては、誰かが耕作可能にして  
かつ障害が存しないにもかかわらず、その土地を放擲してお  
くならば、その地租は「彼の」他の地所から徴収せよ。洪  
水、旱魃を被り、あるいは不可抗力な災害が収穫前に起り、  
そのために農民の手になにも残らず、またその年の内に他の  
作物を栽培する期間が十分でない土地については、その地租  
はなきものとせよ。(M・H 第十条)

このようにこの定額地租は耕地面積と作物の種類に応じ  
て、年初に一定の地租額が農民に賦課される制度であって、  
これによって、その土地の耕作が予定通り行われるかどう  
かに関係なく、各作物の収穫期になれば所定の地租が徴収  
されるのであった。もちろん自然災害に際しては、収税官  
の調査に基いて地租の減免がなされたことは、M・H 第九  
条にも示されているところである。思うに、シェール・シ  
ヤーやアクトバルの時代に、土地の大規模な丈量、灌漑様式

や地味の程度に応じた土地の等級分け、作物毎に編成され  
た課税表の地域別作成などが行われ、とくにアクトバル帝の  
治世第二十四年からはじめられた土地丈量と課税表に基く  
地租査定法が長く正規の制度として存続していたために、  
その後において税率や丈量単位に大幅な変更がないかぎり、  
どの土地の地租額はいくらということがほぼ慣習的に踏襲  
されてきた結果、こうした年毎に収税官が農民に一定の地  
租額を指定する定額地租制が実施されるようになったもの  
と考えられる。因みに *muvazzaf* はアラビア語起源で、  
「(税を)課せられた」という意味をもつことばである。収  
穫状態が判明する以前、あらかじめ年初に耕地に賦課され  
たものだから、かく呼ばれたに相違ない。

この定額地租に対するもう一方の地租形態は、出来高地  
租である。それは M・H のなかで、ハラージュ・ムカーサ  
*kharaḥ-i muḡāsama* と呼ばれた。

もし農民たちが望むならば、*kharaḥ-i muvazzaf* を *mu-  
ḡāsama* に、そして *muḡāsama* を *muvazzaf* に変更する  
ように。だがそれ以外にはならない。(M・H 第七条)

*kharaḥ-i muḡāsama* においては、もし誰かが地租地 *za-*

mini-kharaji の「もとからの」保有者 malik ではなくとも、購入または入質にてこれを手に入れば、異教徒であろうとイスラム教徒であろうと、その地の産物は彼のものである。二分の一より多くなく三分の一より少くないという条件で、「彼から」所定の相当する割前 hisa を取立てよ。そしてもし三分の一より少なければ、適當と思うところに従って増額せよ。(M・H 第十六条)

もしムカーサイ地 zamni-muqasama の保有者が死んでその嗣子がない場合は、その muwazzaf に関する規定に従って、その土地を賃賃 iara または借耕 hara-zarat その他に付すよう取計らえ。(M・H 第十七条)

Kharaji muqasama について、M・H は右に引用した程度にしか明らかにしていず、従ってこの地租制の具体的な内容は必ずしも明瞭ではない。このことは、実施の細則についてはいろいろ記されている定額地租 Kharaji muwazzaf についても等しくいえることであって、やはりその理由は、これらの制度が当時の人々にとってよく知られた当り前のことであつたからだろう。要するに定額地租が土地に対して所定の地租を賦課する制度であつたのに反し、Kharaji muqasama は作物の収獲高に対してその二分の

一ないしは三分の一を政府の割前としては徴収する出来高地租であつて、二つの賦課法は相互に変更することが可能だったのである。

このような定額地租と出来高地租がアウラングジブ帝時代の代表的な地租賦課法であつたが、これらをそれぞれ意味する muwazzaf, muqasama という用語以外にも、地租制を示すものと考えられる用語がいくつか勅令に出てくる。それらは、次のような文中に見えることばである。

〔規定の〕地租が入らない場合には、時の緊要さの故に、ハラージュ・ムクタフト Kharaji muqarat と呼ばれる定額によつて (bi-muqata) ビーガー biga につきいくらかを賦課するか、それともハラージュ・ムカーサマと呼ばれる、生産物の二分の一に定められた割前を賦課せよ。(M・H 第四条)

いくつかの村の農民がこの実施に同意しないならば、その地租額 jam は作物の収獲期に丈量 jairb あらひはカンクート kankut に従つて賦課し、さらにいくつかの村においてその耕作農民が疲弊困憊していると認知する場合には、二分の一または三分の一または五分の二またはその前後の率で作物分割 chala-bakshi の実施に踏み切らう。(R・D 前文)

このうち *kharij-i muqasat* は、所定の定額地租を完全な形で課することができない生産力の低い土地に対して、その単位面積一ビーカー当たりいくらというように賦課される地租であつて、これも定額地租とかなり似通つたものであつた。<sup>⑧</sup>しかし、その税率は普通の定額地租よりも低かつたものと考えられる。つぎに R・D 前文に出てくるジャリーブであるが、これは地租の査定を、土地の丈量とその丈量された地積に課税率を掛けることによつて決定する丈量法のことであつて、アクトバル時代にはザブト *zabt* 制度と称され、正規の地租制とされたものであつた。<sup>⑨</sup>だが引用の条文からも明らかのように、アウラングジーブ時代になると、この制度は一部行われていたとしても、全国的な正規の地租制としての実施は廢れていたようである。カンクートは、収税官が収穫前の生育中の作物から収穫高を見積り、これによつてその作物の地積に応じて何割かの地租額（當時は通例として五割）が賦課され、収穫時に徴収される制度であつた。<sup>⑩</sup>また *ghalla-bakhshi* はインドに古くから行われていた伝統的な地租徴収法であつて、収穫時に農民から収穫物のいくらかを国家または国王の割前として、普通現物で

徴収する地租制であつた。後世の歴史家は、これを作物分割法と呼んでいる。<sup>⑪</sup>右のカンクートと呼ばれる地租の賦課法は、この作物分割法と強い類似性をもっていることが、容易に認められる。

以上に紹介してきたさまざまな名称で呼ばれる地租制つまり地租の賦課法は、整理すると一体どのようになるのであろうか。各地租用語を説明したなかで若干指摘したことから幾分明らかなように、*kharij-i muqasat* は *kharij-i muwazzaf* に近く、*kankut* および *ghalla-bakhshi* は *kharij-i muqasama* に近く、そして *jarib* はこれらの *kharij-i muwazzaf* と *kharij-i muqasama* とのいわば中間に位置するものであつた。すなわち、地租制としての丈量法が次第に後退していったこの時代には、代つて定額地租制と出来高地租制とが、はじめに述べたように、二つの大きな賦課法として実施されるようになっていた。この移行の要因については後節で触れることにするが、さしあつてこれら定額地租と出来高地租とのうち、この時代にどちらがより主要なものであつたのかという点については、私は前者つまり定額地租であつたと考える。というのは、M

・Hではその全文の大半をさいてこの定額地租に関する規定を述べており、しかもこの勅令では明らかに定額地租を主、出来高地租を従として扱っているからである。

ところでこれらの制度によって査定された地租は、個々の農民から収税官によって直接徴収されたのであろうか。

結論からさきにいえば、そうではなく、実際の地租収取に当っては村毎、あるいは村より一級上の行政区でありかつ

徴税区でもある郡 パルガナ pargana 毎に一括して賦課され、そ

の徴収も在地の首長を通して行われたと考えられる。右にあげた条文中にある「もし農民たちが望むならば」とか

「いくつかの村の農民がこの実施に同意しないならば」と

いう表現に見える「農民たち」や「農民」は一般に集団的な意味で使われているのであって、これらの条文は村ない

しは徴税区の農民が全体として希望するのならば別の賦課法によって地租を徴収してよろしいというように規定した

ものと解しなくてはならない。そして明らかに個々の農民についてその地租収取を具体的に規定したと考えられる条

項も、実是在地の首長が一括賦課された地租額をそれぞれの農民に割当てして課徴する際の実際を指示したものであ

った。このように地租の賦課が村または徴税区に一括してなされたことを明らかに示す条文は、さきに引用したR・D前文にすぐ先行する個所に見える。

今年、帝國領土の各郡にいる課税官 アミール amir たちは、殆んどすべての村や郡の地租額 ザミナ zamina を、年初において、昨年および一昨年の徴税額 ザミナ zamina、可耕地面積、農民たちの状態と能力、その他の諸特徴を考慮したのち、査定する。

すなわち、年のはじめに、各郡に駐在する課税官は過去二年間の地租徴収額の実績を参考にし、その上に耕地面積、農民の生活状態や農業資材の状況などの変動を考慮に入れて、村および郡単位の地租の賦課総額を決定するのであった。そして、ある村の農民たちの意向が全体として強ければ、さきに記したような別の地租制を運用してその村の地租総額を決定したのである。

アクバル時代に正規の地租制として実施された丈量法は、もともと収税官が農民一人ひとりと接触し彼らから直接地租の徴収を行うことを建前とするものであったが、丈量法が後退して、代りに定額地租制や出来高地租制が広く施行されるようになると、地租の賦課や徴収も農民個人には

なく村単位あるいは郡単位に行われるのが一般化した。その背景には、地縁の紐帯の強いインド村落の共同体的性格が頑強に存在し続けていたことが、忘れられてはならない。中央集権的政治権力の強固であったアクバル帝の時代には、こうした村落内への行政機構の浸透も可能だったであろうが、それより約一世紀を経たこの時点では、政治権力を支える基盤はそれほど強固なものではなかった。そして、アウラングジーブ帝死後の十八世紀以降になると、この村落共同体的紐帯は一層強まっていく。

さて、地租の賦課法を考えると、問題になるのは税率であるが、既に引用したところにも述べられているように、生産額の三割三分強から最高は五割であった。このことをもっとはっきり示しているのは、次の条文である。

耕地に十分の一税 十分の一税 または地租が課せられていないところでは、イスラーム法に照して定めらるべき額を示すように。地租の場合には、取立てによって農民たちが破滅しないような額を賦課し、二分の一より多くは、たとえそれ以上「の徴収」が可能であっても、賦課してはならない。そして「地租額が」定められているところでは、所定に従って徴収せよ。(M・H 第六条)

また、少し時期は下るが、同じくアウラングジーブ帝の時代にインドを旅行したマヌッチがその旅行記のなかで地租について述べ、「王(国家)が半分を取り、彼ら(農民)に他の半分を残す」と記していることは、右の点と一致する<sup>⑤</sup>。アクバルおよびそれ以前の時代では、生産額の三分の一が公の平均課税率であったことを考えると、これは明らかに税率の引き上げが法的に認められていたことを物語る。そしてこの地租の上限を生産額の五割とするという規定の淵源は、ハラージュの最高額を五割と定めたイスラーム法にあるようである。だが実際の徴収では、各種の付加税などを加えると、農民から七割五分あるいはそれ以上の徴収が行われることも、めずらしくはなかった<sup>⑥</sup>。しかも地租は、作物分割法による場合を除いて、金納を建前としていたから<sup>⑦</sup>、収穫期の換金時における作物価格の低落や穀物商人による一部剰余生産の取得などを考えると、農民の負担は極度に大きかったことが容易に予測できる。

これまで述べてきたこの時代の地租制は、その収取がどのような機構を通して行われていたかを考えることによつて、一層明らかなものとなるであろう。そこで次に節を改

めて、地租収取の実際に当る収税官の職責について考察したいと思う。

## 二 収税官の職責

ムガル時代の地租収取の地域的単位は、末端の自治組織である村よりさらに上級の行政区である郡を基本とするものであった<sup>②</sup>。この郡に収税の具体的業務を担当する収税官が派遣されていたのである。ところで収税業務は地租の賦課を主とする課税業務と、査定された賦課額に従って地租の実際の取立てを行う徴税業務とに分れていた。このために、前者の任に当る課税官と、後者を担当する徴税官との二種類の官吏が存在したのであって、本稿で収税官というのは、これら両者を総称するものである。

さて、各郡にはアミン *amin* と称される課税官と、カローリー *karori* またはアーミル *amil* と称される徴税官とがいた<sup>③</sup>。しかし彼らがそれぞれいくつかの部下を擁して収税業務を行うとしても、郡や村の事情に詳しい農民代表の協力を得ることがせひとも必要であった。地租の賦課が一括してなされるようになったこの時代では、とくにそ

の必要が強かった。郡の首長つまり郡長 *chaudhri* と書記 *qanungo*<sup>④</sup>、その郡内各村の村長 *mugaddam* と書記 *patwari* はこうした農民代表であって、在地の名望家や大きな地主などが普通これらの位置についていた。彼らはもともと農民の利害を代表して収税官との交渉に当らなくてはならず、そのためにその手当ても農民たちの負担によってまかなわれていたのであるが、にもかかわらず収税官との接触を通して、半ば官吏的な性格をもつようになっていた。

そこでまず各郡に駐在している課税官の職責についてであるが、彼のなよりの主要な任務は前節で言及したように、農民に賦課する地租額を査定することであった。すなわち彼はその部下の下級職員とともに、管轄地域の過去における徴税実績や耕地面積、農民の状態などを調べ、村長や村落書記と協議して地租賦課額を村毎に査定し、その上で郡全体の賦課額についても郡長や郡書記との交渉を経て決定するのであった。そして査定された地租を文書で農民たちに知らせるとともに、彼らからは支払義務の履行を認めた契約書を取付けるのであった<sup>⑤</sup>。郡内の地租額の査定が

終ると、課税官はすぐさま中央の記録庁 *dattar-klana*

に徴収見込み額を記した課税報告書 *gauri-jam* を提出しなくてはならない (R・D 第三条)。さらに年末には、所管郡

における地租徴収の実績、つまり耕作の状況や春秋年二回の作物の出来具合、前年との増減比、郡内各村の農民人口の構成などを詳しく記した地租台帳 *junari-jam* を、

徴税官の同意を得たうえ郡長および郡書記の署名を付して、同じく中央の記録庁へ送付する必要がある (R・D 前文)。

課税作業が終ると、査定された地租額を予定通り徴収す

ることは、徴税官の手に委ねられた。いうまでもなくこのように地租の取立てを實際に執行することが徴税官の主要な任務であったが、他に次の諸点を実行することも彼の職責とされた。R・D 第二条に述べられているところによれば、それらは (一) 年初に村毎の農民と犁の数および耕作面積を調べ、(二) 未耕地をなくして耕作地を拡大し、(三) 税収の高い商品作物をより多く栽培するよう農民に促し、(四) 農民が逃亡した場合はその原因を調べて、逃亡者の帰村に努め、(五) 懐柔や鼓舞を行うことによって耕作者をかり集め、さらに、(六) 荒蕪地を耕地に変えていく方策を勘案することであった。

すなわち、課税官とともに所管郡内の農民の実勢をよく把握し、耕地の拡大と農民の確保、商品作物の栽培の奨励など、政府の対農民政策を実行して地租徴収額の増加をはかることも、収税官の仕事であったのである。この点、課税官が事務官的な性格をもつのに比して、収税官は政策の実施を主とする執政官的性格が強い。

地租の徴収は、全額を一時にまとめて行うのではなく、分割徴収が広く認められていたようである。次に引用する条がこれを物語る。

地租の査定が行われたあと、それぞれの郡において適切と考えられる賦払いの方法に従って、地租の徴収が開始され、指定通りに取立てが実施に移されることを布告せよ。そして汝自身は毎週報告を取寄せて、指定の賦払いに少しでも未払い分が残らないよう、またことよって一回目の賦払いに少額なりとも遅滞が生じた場合には、二回目の賦払い時に併せて徴収し、三回目の賦払いには決して未納分が残らないよう、「収税官を」よく督励せよ。(R・D 第四)

このように地租額を三回に分けた分割払いによる徴収が行われたのであるが、それでも滞納は避けられない現象であった。そこで、右の引用に続く第五条ではこれについて

規定し、数年間にわたる滞納額も適当に分割して徴税官に徴収させるよう、指示している。こうして徴収された地租は、出納官 *Jotadar* のいる各郡の出納事務所 *Jotia-khana* にいったん納められ、それからさらに再上納されたのである（R・D 第八条）<sup>④</sup>。

右のような各郡にいてその収税業務を行う官吏、つまり課税官、徴税官、出納官は、後の第四節で述べるように、その権限を利用して多くの私利を貪ることが少なくなかった。一括して賦課された地租額を各農民に割当てする立場にある在地の首長についても、その点は同じである。こうした官吏や首長の監視を行うのは、州の財務長官である。すなわち収税官や出納官を皇帝の名において指名解職する権限は、この財務長官が握っていた。そのために、彼は州内各郡からの書類を取寄せ、これらに目を通したのち中央の記録庁へ再送付するのみならず、自ら各所を巡回して官吏や農民の動向を調べ、その状態を報告書に書いて年二回中央に提出しなければならなかった（R・D 第十五条）。このような関係からすれば、二つの勅令から見ると、郡の上の行政区である県は地租の收取上いくつかの郡のまとまり程

度のものであって、収税単位の基本は各郡であり、これらと州とがむしろ直結する関係にあったと考えるなくてはならない。

以上のような収税官の職責というのは、実は皇室領 *Imperial* の収税官に関するものであるが、受封者 *Jagirdar* の封地にいる収税官についても基本的には同じであった<sup>⑤</sup>。というのは R・D 前文の末尾に、「そして受封者のもとにある各郡の徴税官たちにも、これと同様に執務するよう督促せねばならぬ」とあるからである。また彼らの監視については同じく R・D に一条を設け、

受封者のもとにいる課税官と収税官のうち、公正と善意をもって職務を忠実に言い、また法を遵守しつつあらゆる点に努力を払って、自ら良き官吏であることを証した者をは報告せよ。そうすれば、彼の思慮深さと公正さに十分になかった褒賞が与えられるであろう。だがもしこれに反して執務しているならば、その事実を詳しく報告せよ。そうすれば、彼はその職を追放され、彼の積明を考慮したのち、不正な行いにふさわしい処罰が与えられるであろう。（D・R 第十二条）

と記されているように、皇室領の収税官と同様、封地の収税官の監視も州の財務長官が直接行っていた。

### 三 農民の耕作地に対する権利と義務

つぎに、農民は自己の耕作する土地に対していかなる権利を持ち、また逆にいかなる義務を負っていたか、それほどの程度強制されていたかといった点を、二つの勅令の記述に則して考察することによって、当時の農民層の性格を明らかにしていきたい。<sup>⑧</sup>このことは、つまるところ土地所有権がどこに存在していたか、ということにかかわってくる。

M・Hの注釈家は、土地の現実の耕作者である農民は、実のところ土地からあがる収穫物の所有者であつて、土地そのものの真の所有権は国王にあると述べている。いまそれらの表現を拾つてみよう。

ここに使用されているマールク *mark* なる語は、この土地が彼の所有地 *mark* であるというような意味で使われているのではなく、その土地における耕作権 *markaraat* の所有者という意味である。……本来の所有者 *asi-malik* はただ一人、マールクを更迭できる者、すなわち統治者 *hakim* である。(M・H 第三条注釈)

〔土地〕所有者が統治者であるということに関して、太陽

よりも明らかに昨日のことより歴然とした数多くの証拠がある。(M・H 第四条注釈)

土地の所有者は国王 *sultan* であり、その耕作は農民に拠る。(M・H 第六条注釈)

敬虔なイスラーム教徒であつたと思われるこの注釈家によれば、国土はすべて国王のものであり、従つて耕地の所有権は当然国王に属するものであつたのに対し、農民の側には、高額の地租を国家に納めることを代償として、土地を耕作しそこから得られる収穫物を享受する権利があつた。つまり農民には土地の耕作権があつたが、それは本質的所  
有権とは別のものであるというのである。だが土地の所有権と耕作権とを分離したものと見做す考え方は、農民に次のような諸権利がその耕作地に対して認められていたことを知るとき、矛盾を感じざるをえない。すなわち、

もし定額地租地の保有者が、その土地を耕作したの当年の地租の支払い以前に死亡し、そしてこの死者の相続人が土地の生産物を手に入れる場合には、相続人から地租を徴取せよ。しかし上述の死者が耕作する以前に死亡し、その年内には〔耕作に〕十分な期間が残っていないならば、なにも徴収してはいけない。(M・H 第十一条)

との条文でも示されているように、土地の世襲相続がいわば自明の前提とされており、またM・H第五条では、不耕地の場合でも保有者が判明していればその用益権は保証されているのであって、要するに耕作地に対する占有権が認められていたのであった。土地保有者がその土地を他人に賃貸したり、抵当に入れる場合の事例に関する規定は、M・H第十二条に見られる。それによれば、賃貸に出す場合、その土地に課せられる地租はもとの保有者から徴収されねばならなかった。

さらに、第一節で引用したM・H第十六条によって、土地の入質とともにその存在が首肯できたはずの、土地の売買行為もあったことが注目される。たとえば次の二条が、この土地売買の存在を示している。

誰かが年度内にその耕作中の土地を売る場合、もしこれが一毛作の土地であって、買手が入手後の年内の期間においてこれを耕作することが十分可能であり、またその耕作の阻害要因がならん存しないならば、「その年の」地租は買手から徴収し、そうでなければ売手から徴収せよ。もし二毛作地で、売手がすでに一作物を収穫し買手が他方を得るならば、所定

取獲直前のものであれば、売手から地租を徴収せよ。(M・H第十三条)

もし異教徒がその土地をイスラーム教徒に売れば、「買手が」イスラーム教徒であることにかかわらず、彼から地租を徴収せよ。(M・H第十四条)

地租收取のために現実の具体的な諸問題に対処する方策を規定したこの勅令からしても、右に述べてきたような農民の土地に対する諸権利、すなわち土地の世襲相続と用益権の保証、賃貸と抵当権、さらに土地売買などが容認されていたことは明らかであった。このことは、しばしば紹介したあの注釈家流の考え方、つまり土地の所有者は国王であって、農民は耕作権、換言すれば田面を耕作して得る作物に対してのみ所有権を有するという、所有観念とは別に、土地に対する一定の私的所有権が存在していたことを抜きにしては考えられない。事実、ムガル時代に農民の土地所有権が明瞭に存在したことを主張する研究者は多い。<sup>⑧</sup>だが、このような農民の耕作地に対する諸権利は、ムガル時代によれば、ムガル朝以前においても、これらに近い農民の土地に対する諸権利があったものと思われる。しかも注目さ

れるのは、ひとりM・Hの注釈家のみならず、この時代にインドを訪れたマヌッチをはじめ多くのヨーロッパ人旅行者や、さらに十九世紀のイギリス人による調査報告さえもが、土地の所有権は国王にありとの見方をとっていることである<sup>⑩</sup>。これらの点は、この時代を含むもっと長い歴史過程のなかで、その基本的な生産様式から農民の性格を位置づけるという課題にかかわってこようが、さしあたって本稿の取扱う時期における農民の性格を明らかにしようとしても、彼らの耕作地に対する権利とは対極にある義務が、いかなるものであったかを考察する必要がある。

では農民の対国家的義務は、いかなるものであったろうか。それは、地租の支払い義務ということにつきる。つまり農民は、近代的な意味における租税としてはあまりにも高率の地租を、無償で支払う義務を背負っていたのである。この義務とは、国家権力が強制を用いることによって果されるような、厳しい性格のものであった。当時の主要な地租賦課法である定額地租制では、既に見てきたように、自然災害の場合を除き耕作の如何にかかわらず、地租徴収が実施されたのであるから、これによって地租の支払いが農

民にいかに重圧となっていたかは、想像するに難くない。マヌッチの旅行記やベルニエの書翰には、地租徴収の強度の強制が具さに描かれており、その結果支払い滞納者の笞打ちはおろか、なかには農耕に欠かせぬ家畜やはては妻子をも売る者があったという<sup>⑪</sup>。

勅令の各所には、収税官が農民の状態を調査してその動向を把握するとともに、農民を駆りたてて農耕に従事させ、また耕地の拡大に努め、かくして税収の増加をあげるよう要請されている記述が見えるが、彼らがそのために経済外的強制を用いたことは、十分考えられることである。たとえばM・H第二条の一節で、「調査の結果、耕作能力と雨水があるにもかかわらず、「農民たちが」農耕に従事していかなかったことが判明すれば、彼らに督励と警告を与え、また叱責と笞打ち *zair o zair* を用いることがあって然るべきである」と述べられていることが、そのことを裏付けている。すなわち、地租の不払いや滞納ということだけでなく、耕作に着手しないということだけで、笞打ちなどの強制が公に認められていたのであって、これは農民の土地への緊縛を示すものに他ならない。故に農民の逃亡や集団

的逃散は、極度に警戒されたのであった。農業資材の入手に事欠く農民には、タカーウィー *taqawi* と呼ばれる資金を国家が前貸しする制度があったが（M・H 第二条および第四条）、これもむしろ貧農救済政策の一つなどというよりも、農民たちの農耕忌避を防ぎ、彼らを土地に緊縛しておくための手段としての性格をもつものであった、と理解すべきではなからうか。<sup>⑭</sup>

農民の耕作地に対する権利と義務に関するこれまでの考察から、敢えて農民層の性格の位置づけを行うならば、土地所有的観点から見ると、直接生産者である農民は事実上彼に属する土地を耕作する占有権をもつたところの占有者であり、また経済的社會構成上の身分から見れば、その剰余生産と殆んど等しい過重な地租を事実上強制的に支払わねばならぬ、土地に緊縛されたところの國家的隸屬農民、つまり隸農であった。当時の農民層の持つこの占有者の性格と隸農的性格とは、相互に規定し合う不可分の關係にあった。そして地租の支払い形態が、まだこの当時依然として現物納も続いていたが、すでに指摘したように、一般には貨幣による納入、つまり金納であったということとは、右

に述べた農民層の性格の位置づけと、決して矛盾するものではない。さらに、経済外的強制を用いて農民から徴収した地租の最高収取者であるムガル朝皇帝は、一大領主的土地所有者であった、ということができよう。

こうした点について、極めて示唆的なのは、よく知られているマルクスの次のことばである。「土地所有者として且つ同時に主権者として直接に彼らに相對するものが、私的土地所有者ではなく、アジアにおけるように国家であるならば、地代と地租とは一致する。またむしろ、この場合には地代のこの形態と異なる租税は存在しない。この事情のもとでは從屬關係は、この国家に対するすべての臣屬關係に共通な形態以上に苛酷な形態をもつことを、政治的にも経済的にも必要としない。ここでは、国家が最高の地主である。ここでは主権は、國民的規模で集積された土地所有である。しかしその代りにこの場合は私的土地所有は存在しない。土地の私的並びに共同的な占有及び利益は存在するとはいえ。」<sup>⑮</sup>

この國家的土地所有の基本的視点からすれば、非人格的な国家を代表する皇帝が全国の最高の土地所有者と名目的

に考えられたにせよ、直接耕作民に土地占有権が認められたにせよ、いずれにしても排他的な眞の私的土所有者が存在しないのは当然のことであった。そして直接生産者である農民と皇帝との間には、大小の封地を受けた受封者や在地性の強い土侯などいわゆる中間者が重層して介在し、彼らもそれぞれの土地に対して一定の利害と権限を主張するという、土地の重層的保有関係が存在したのである。こうした中間者のうちの有力者が、中央政府の政治権力から独立を確保していく過程において、巨大な版図を有したムガル朝国家は政治的分裂と解体を遂げていくのであり、やがて地方政権を確立した有力者は、かつての皇帝が持っていた名目的な土地所有権に代って、今度は実質的な領主権に相応する権限を手に入れていくのである。

#### 四 収税官と首長と農民層

最後に、収税官や在地の首長が、自己の有利な地位を利用して、いかにその権限の強化と利害の伸張をはかったか、そしてこのために農民層への負担が通常の地租の支払い以外にいかに加重されたか、その結果村落においてどのよう

な変化が起こっていたか、といった点の考察をなさねばならない。しかしそのまえに、アクバル帝時代の正規の地租制であった丈量法がこの時代になるとすでに廃れ、代って定額地租と出来高地租に基く村落への一括賦課が行われるようになった要因を、ここでまとめて述べておきたいと思う。それには、次の三点があげられよう。

(一)アクバル治世下に正規化された丈量法は、土地丈量とそれに基く地租額査定のために、多数の官吏・丈量職員を必要とし、また農民の側からは隠田も含めてこと細かに測定されることが快く受け入れられなかったのに対し、定額地租ではこれまでの地租徴収の慣例に従って土地毎に賦課額が定められたために、年度による変動は少く、また出来高地租はインドの伝統的な地租に近く、農民にもなじみ深いものであった。従ってこれらの方法で査定された賦課額を村落に一括して課すことは、丈量法よりも抵抗少く農民の側に受け入れられたであろうし、地租の課徴のための官吏も少くてよく、経費もはるかに少くて済んだ。(二)村落には強固な共同体的紐帯が存し、これをおして長期間にわたり個々の農民と接触し続けること、つまり地租の課徴を

目的として政治権力が村落内に浸透し続けることは、一時的に可能であったとしても、困難であった。(三)定額地租の場合まえもって賦課額を決定し、収穫期になって、大きな自然被災の際は別としても、作柄如何にかかわらず徴収できるので、支配者の側でも比較的安定した地租収入を期待できたはずであった。しかも共同体に一括して地租を賦課すればその成員間の連帯責任も利用できたし、彼ら間の相互の牽制によって、逃亡などに対する自律的規制が期待できたはずであった。

さてこのように、定額地租制と出来高地租制によって査定された村全体、郡全体の地租総額が一括して賦課されるようになると、丈量法施行下の事態とは異なる新しい変化が生じてきた。それは、これまでに考察した如き職責をもつ課税官や徴税官が、地租收取上もっている重要な位置を利用して、農民から所定の地租を課徴する他に自己の利害のための追加搾取を強化したと考えられること、および郡や村の代表者である郡長、郡書記、村長、村落書記が、同じくその立場を利用して権限を強めていったと考えられることである。すなわち、地租の課徴で農民たちに直接関係

の深い収税官と共同体首長・書記たちとが、前者は公権力を背景とする官吏として、後者は農民たちの代表者という本来の任務や性格から一步離れて、両者ともに自己の実質的な利害と権限を拡大し、耕作農民をより直接的に自己に結びつけておこうとする動きが顕著になりはじめたのである。

収税官は早魃、冷害などの自然災害による地租の減免や徴税手当<sup>5)</sup>の増加などを勝手に都合よく報告し、これをもって税収減の口実として実際の徴収額との差額を私的に着服することがしばしばあったようである（R・D第七卷）。また郡全体、村全体に賦課された総額を各農民に割当てする権限をもっていた首長や書記は、共同体の利益代表者という本来の性格とともに、行政機構の末端に位する半官吏的性格をも強く有するようになった。つまり、彼らと一般農民との間の階層的差異が大きくなり、経済的实力や社会的職分の上で、共同体成員に対する抑圧者の性格をも強めてきたのである。たとえば課税総額を各農民に割当てするとき、

もし割当てる場合に公正さがあればよいが、しかし、もし郡長、〔郡書記〕、村長、村落書記が抑圧を行っているならば、

農民たちを慰撫して彼らに公平に割当てるように。不法占拠地は横領者から取戻されなくてはならない。(R・D 第六条)

とあるように、彼らは自己の利害関係のもとに一部の農民に過大な負担の転嫁を強いたり、またその有利な地位を利用して、横領による土地集積を行うことがあったのである。

災害が襲ったときには、首長や書記が被害状況を報告し、この報告に基づき地租の減免が認められていたことはすでに述べた。この場合、課税官と収税官の双方は被害現場を調査し、その報告に偽りがなく、かを確かめる必要があったが(R・D 第九条)、しかしこれら収税官と共同体の首長たちとの間には一種の癒着状態が生じ、前者の後者に対する掣肘度はしばしば弱められた。マヌッチも、「インドの人々は強制されないかぎり、決して支払わない。皇帝に支払い義務を負う五割の地租を徴収するためには、首長たちと提携することが必要である」といって、収税官と首長とが相互に提携して農民からの徴収を行っていた事実を記している。<sup>⑧</sup>

収税官や首長らは地租收取の業務と関連づけて私腹を肥したのみならず、さまざまな名目をつけた地方的附加税を

農民に課すこともあった。R・D 第十条は、課税官、徴税官、郡長、郡書記、さらに下級職員による多様な名目をもつ追加搾取の取得を厳禁し、もしそれらが発見されれば、州の財務長官が中央に報告し、皇帝の名によって彼らが追放されることを規定している。<sup>⑨</sup>しかし、アウラングジーブ帝の治世第二年には、通行税、敷地家屋税、放牧税をはじめ寄付金、加徴金、罰金など約八〇種にのぼるほどの附加税があったところ、この年の撤廃令によって実際に廃止されたのはわずか敷地家屋税のみでその他は存続するというありさまであったから、右の収税官や首長らによる地方的附加税ないしは追加搾取の禁止も、実際の効力は少なかったであろう。地方的附加税が、彼らの他に受封者や土侯などによっても実施され、取得されたことはいうまでもない。州の財務長官に、

〔課税官〕、徴税官、郡長、郡書記、村長および村落書記の総取得のうち、彼らの規定の手当以上に取込んだ部分の返済を要求すべきである。(R・D 第十一条)

課税官や徴税官や出納官が官職から追放されれば、彼らから書類一切を取寄せて、監査にかけよ。(R・D 第十四条)

と命じたり、また右の二条以外の条文においても収税官の監視を怠らないよう強調していることは、逆に彼らの恣意的な権限行使が現実の事態として広く進展していたことを物語るものといえよう。

こうして、アクバル時代にめざされたところの、収税官を通じた農民層の国家的な直接的掌握という支配の形態は、十七世紀後半のこの時代になると、収税官の地位の相対的強化によって、かなりその様相をかえてきた。彼らがまだ限られた範囲内にせよ、中央政府の指示をそのまま忠実に実行せず、かなり恣意的な権限行使と独立的性格を具有するようになり、農民層に対する一個の独立した上級権力者の存在となる萌芽が次第にあらわれてきたのである。そして彼らが農民からの徴収額から定められた割合を完全に上納せず、そのみか彼ら自身が私的に設定した名目で追加搾取を行うようになると、農民の剰余生産のうち国庫に納められる地租の相対的な割合は小さくなり、収税官による剰余生産取得の割合が大きくなっていった。しかし地租の賦課率は高くしかもその絶対額はむしろ増えていたのであるから、このことは、農民の収奪が二重、三重に強化され

たことを意味する。また、共同体成員の利益代表者、第一人者的存在であった郡や村の首長は、地租収取面における国家権力の地方的執行者である収税官に対して、自己の所属する共同体内農民層の利益を代表して交渉に当るという側面をもちながらも、一方ではこれに従属しつつ癒着しそのなかで自己の位置を強化することによって、これまた上級者の地位に上るといふ傾向が見えてきた。書記についても、例外ではなかった。ここにおいて村落の農民層の間に階層分解の現象が次第に進み、一部の農民の手に財貨と、土地を主とする生産手段の集積が見られ、広範な農民の慢性的な零落化が起ってくる。

農民に対する独立した搾取者の性格を、こうして準備していた収税官や在地の首長たちは、ムガル朝の分解に結びつく条件を地方において造り出しつつあったということができよう。そして十八世紀に入ってもまもなく、この分解過程が現実に行進すると、彼らの多くはより大きな地方的独立支配者のもとに包摂され、またその一部は自ら小規模な地方的支配者となることを試みるのであるが、いずれにしても大地主的性格をもつようになる。

## むすびにかえて

この小論では、はじめに地租制の問題に触れて、農民の直接的掌握と結びついたアクバル時代の丈量法が、定額地租と出来高地租との二つの主要な賦課法に基いて査定された地租を郡や村毎に一括して課す方法に変っていたことを明らかにし、ついで収税官の具体的職責を考え、さらに農民の耕作地に対する権利と、地租納入を基本的な内容とする義務とに関連づけて、彼らの性格が強制により土地に緊縛されて国家的に隸属したところの隸農であることを考察し、そして最後に収税官と在地の首長による剰余生産の私的取得の増大と自立化の傾向によって、農民の負担が一層強化され、また農民層の分化が進んでいくことを述べた。それは、筆者の意図がこうした考察によって、十七世紀後半の北インドにおける農民収奪の構造を分析してみることにあったからである。その結果、この時期の土地制度がムガル朝初期のそれと比較してみても、かなり変遷していることが指摘できた。このことは地租が郡または村落共同体毎に一括して賦課されるようになったことと、深い関係にあ

るように思われる。

これまで述べてきたような収奪の構造のなかにあった当時の農民が、抵抗の方法としてとった最も一般的な形態は逃亡または集団的な逃散であった。土地に緊縛された自らの隸属性を、こういう手段で破ろうとした彼らの向かうところが新しい、快い天地であったわけでも決してないが、しかしイギリス植民時代のような農業に対する人口的重圧がそれほどなく、かえって耕地と耕作者を確保しておくことが支配者の農業政策における大きな課題であった当時にあつては、抵抗の方法としてはこれも積極的な意味をもっていたはずである。さらに、武装した農民闘争による抵抗も地方によっては生じた。アウラングジーブ帝の治世第十五年にデリーからさして遠くないナールナウル之Narnauliで起つたサトナーミー Satnamī と呼ばれるヒンドゥー教徒一派の反乱は、宗教上の反乱のように見えるが、その直接の原因は彼らのうちの一農民と徴税官との間の紛争であり、これに端を発して、不満をいだく農民も参加し反乱が拡大するにつれて宗教反乱の色彩を強めていったものであつてもともと農民反乱としての性格をもつものだった。④

た農民闘争は、アウラングジブ帝の治世下には、それに先行する歴代皇帝の治世下よりも、ずっと多くなっている。これはこの時期が、十八世紀以降の政治的分裂の時代へと移行する、一つの転換期にさしかかっていたことを示すものであろう。

本稿はアウラングジブ帝の二つの勅令のみを主要な手懸りとしたため、当時の農民収奪の実態の一面を不十分な形でしか、明らかにできなかった。封地制の問題も殆んど触れることができなかったし、地租の納入が一般に貨幣によってなされていたことと関連して、都市と農村の関係、両者を統一したところの地方的な商業圏や市場圏の形成、高利貸業者や商人のもつ影響力の農村への浸透といった問題についても全く触れなかった。これらについては、今後稿を改めて考察してみたいと思う。

- ① Moreland, W. H., *India at the Death of Akbar, An Economic Study*, London, 1920; do., *From Akbar to Aurangzeb, A Study in Indian Economic History*, London, 1923; do., *The Agrarian System of Moslem India, A Historical Essay with Appendices*, Cambridge, 1929.
- Habib, Irfan, *The Agrarian System of Mughal India (1556-1707)*, Bombay, 1963.

Sarkar, Jadunath, *History of Aurangzeb*, 5 vols., London, 1912-1925.

なおわが国における研究は数少ないが、石田保昭『ムガル帝国』(吉川弘文館、昭和四〇年)はムガル朝史の入門書でありながら土地制度についてもいくつか重要な示唆を与えており、また松井透『ムガル支配期の土地制度と権力構造』(松井透、山崎利男編『インド史における土地制度と権力構造』所収、東京大学出版会、昭和四四年)は最近までの主としてインドの研究業績を紹介しつつ、ムガル朝土地制度の大まかな素描を行っている。

- ② Sarkar, J., *The Revenue Regulations of Aurangzeb (with the Persian texts of two unique farmans from a Berlin Manuscript)*, *Journal of the Asiatic Society of Bengal*, 1906, pp. 223-255.

③ ランク・ダースが当時の州の財務長官をしていたか未分明であるが、これと同文の勅令がビハール州の財務長官にも発令されていたことが今日では明らかとなっているところから、おそらく彼もインド中原の一州に赴任していたこと、従ってこの勅令は広く中原一帯の事情を反映したものであったと推定しても、大きな間違いはないであろう。(cf. Habib, Irfan, *op. cit.*, p. 198, 222.) なお、彼の名前に付されている Karori は注②で述べる郡の徴税官の意味ではない。彼が州の財務長官に登用される以前において、かかる徴税官に任じていたために慣的に名前の一部が如く付されたのであろうか。あるいはスルヒマ語由来のことかとして Kururi と読んだ方がいいかもしれない。原文ではどちらについても読める。

④ この注釈家が誰であったのか不明であるが、やや時代の下ったころの人であろう。注釈文から見ると、彼の視点は寛容にして慈悲深い皇帝こそが唯一の土地所有者なりということに終始している。

⑥ Steingass, F., A Comprehensive Persian-English Dictionary, 1st edn, London, 1892.

Platts, John T., A Dictionary of Urdu, Classical Hindi, and English, 1st edn, Oxford, 1884.

⑦ 「kharāj-i muwazzaf」は「播種地の災害が起つた」に注意深く調査した後の実情に基き、被害の程度に応じて免除をなすもの。残物からの取立に際しては、正味半額が農民にまじり残るものに注意せよ。」

⑧ ショール・マンヤーならぬにブタールの時代の土地制度を扱った論文として、ヤコブ・タッバットの著述を引用せよ。

Sharma, Sri Ram, The Administrative System of Sher Shah, Indian Historical Quarterly (I. H. Q.), 1936.

Misra, Satish C., Revenue System of Sher Shah, Journal of Indian History, 1959.

Moreland, W. H., Sher Shah's Revenue System, Journal of the Royal Asiatic Society (J. R. A. S.), 1926.

do., Akbar's Land-Revenue Arrangements in Bengal, J. R. A. S., 1926.

do. & Ali, A. Yusuf, Akbar's Land-Revenue System as Described in the Ain-i Akbari, J. R. A. S., 1918.

Sharma, Sri Ram, Assessment and Collection of the Land Revenue under Akbar, I. H. Q., 1938.

⑨ 語源的に言えば「アラビア語の動詞第二型 wazzata (仕事をあてがう、税を課す」などの意)の受動分詞で「仕事を割当てられた」「課税された」の意味をもっている。なおこの定額地租は、イギリスが進出してきた当時も行われており、イギリス自身もこれを「原型と

する地租制をインドに実施した。

⑩ 第七条の原文は次の如くである。Tabdih kharāj-i muwazzaf ba-muqāsama wa muqāsama ba-muwazzaf agar rā'ya ba-an rīzā-mand bāshad bi-kunand wa illa na-kunand.

⑪ 「地租地」とは地租 kharāj のかけられてくる土地のことであつて、この場合の kharāj とは、この条項を全体的に規定している kharāj-i muqāsama つまり出来高地租のことである。

⑫ hisse はもとより「部分」「分け前」を意味するが、土地文書においては、土地の生産物に対する国家の取分、つまり地租の割前を意味するものが多く。

⑬ 「マカーサー地」とは、出来高地租 kharāj-i muqāsama の制度によつて地租取取が行なわれることになつてくる土地のことであり、zamin-i kharāj-i muqāsama のこと。この場合「前条の『地租地』と同意である。なお、この条文中にある muqārat なる語は、「借耕」の意の他に、後の第三節の用例の如く、「借耕権」「耕作権」の意味をも有する。サルカルは、この語が使用される文章によつては、「これを『作物』の意に解している場合がしばしばある。

⑭ この項に関連する muwazzaf についての規定は、M・H 第三条とあり、そのことは次のように記されている。「kharāj-i muwazzaf においては、もし農民が耕作の術なく破綻するか、または土地を耕さなげで逃したならば、貸貸に付すか耕作 zira'at を他の者に委ねよ。そして地租は、貸貸の場合は貸借人から、借耕 muqārat の場合は「以前の土地」保有者の取分から徴収し、剰余があればその保有者に渡すように。あるいは誰かを「新たな」保有者の位置につけよ。そうすれば彼は耕作して地租を支払い、剰余を自ら享受するだろう。「以前の」保有者が耕作可能となれば、いつでもその土地を元に戻すよう

に。誰かが土地を耕さないで逃亡しても「すぐ」賃賃に付してはならない、その年が終り翌年になってから賃賃に付せ。」

⑭ 実際の徴収に当っては、上限の二分の一の割合で賦課されたであろう。そのことは、後に引用する M・H 第四条によっても明らかである。

⑮ *mudqasama* はアラビア語の動詞 *qasama* (「分割する、分配する」などの意) の第三型 *qasama* (「相伴する、共に与かる」の意) の出動名詞 (マスダル) であって、「共に事物に与かること」「相伴すること」という意味をもつ。つまりこのことばが土地制度上使用されるときは、土地からの生産物に対して政府が与かること、換言すれば生産物を農民との間で分割し、政府側の割前を地租として徴取することの意となる。ラムトンは、このことばについて、「作物の一定の割合によって税を賦課すること」であるとの説明をつけている。(Lambton, A. K. S., *Landlord and Peasant in Persia*, Oxford, 1953, p. 435.)

⑯ M・H がグジャラト州の財務長官宛に出された勅令ということから、そこに記されている条項はこの地方の特殊性を示しているものであって、ムガル朝の全領域には適応しないとの見方もあるが、私は必ずしもそうではないと考える。インド中原地方の事情を示す R・D のの符合性が指摘できるからである。もちろんデカン地方については、その地方在来の制度が取入れられ、これら二勅令に規定されたものとはかなり異った内容の制度が運用されていたであろうけれども。

⑰ ビーガー (正しい綴りは *bigha*) は、インドに古く伝わる地積單位で、時代や地域によってその大きさが多少異なるが、十九世紀の二〇年代にイギリスが公式発表して以来、現在では約 5/8 エーカー (約二・五反) とされている。もともとインドでは、土地測量の基本單位とし

て、ビーガー  $\parallel$  一平方ジャリ *jarib*、一ジャリ  $\parallel$  六〇ガズ *gas* が広く使用されていた。従ってビーガーの実際面積を算定するためには、その基礎にあるガズの実長が判明していなくてはならない。そこでイギリスは、長く後世まで正当なものとして存続したアクバル帝時代のガズ *エ・イラーヒー gair-i-shahi* について、文献調査と実測調査を行った結果、一ガズ  $\parallel$  三三三インチ (111/2 ヤード) であると確定し、ここから一ジャリ  $\parallel$  六〇ガズ  $\parallel$  五五五ヤード、故にビーガー  $\parallel$  58 エーカーと、いう換算率を公表したのである。なお、かつてシャルマは一ガズ  $\parallel$  三六三インチ (一ヤード) と考え、一ジャリ  $\parallel$  六〇ヤードとしたが、これによるとビーガーは約 58 エーカー (約三反) となる。これでは、明らかに実際よりも広く見積ったことになってであろう。一方ハビブは、多くの文献を再吟味したのち、一ガズ  $\parallel$  エ・イラーヒー  $\parallel$  約三三三インチであることを考証し、これに基づいてビーガー  $\parallel$  約 37/5 エーカー (約二・四反) であるとの考えを発表した。彼の意見によれば、イギリスが発表した公定換算率は、一ガズ  $\parallel$  三三三インチとすることによって、ビーガー單位をエーカー單位に端数なく容易に換算できるという便宜性に、その採用理由の一部を負っていることである。

Sharma, Sri Ram, *The Administrative System of Sher Shah*, I. H. Q., 1936, p. 590.

Habib, Irfan, *op. cit.*, pp. 356-362.

⑱ ヴェルンブ語の原文では *m・q・k・k・t* の五字母で構成された単語をサマルハは *mudqatāt* と読んではいる (Sarkar, J., *op. cit.*, J. A. S. B., 1906, p. 226)。しかし本文に記した *muqatāt*、これは *mudqatāt* または *mudqā* と読むのが正しい。なんとすれば、アラビア語由来のこの語は動詞 *qatā'a* (「切る」) の第四型 *aqā'a* (「切らせる」) 横

切らせる、土地をあてがう」の受動分詞 *muqāʿ* の女性形 *muqāʿa* であって、女性形を示すター・マルブータ *ta marbuta* がヘルシム語になるとともに変えて写されることあるから *muqāʿat* の如く五字母からなる単語となったものだからである。これに關係するいくつかのことはに當つてみると、まず『アケル、ル会典』では「シヘル・シヤー」とき「シンドは作物分割法と *muqāʿa* から大量生産 *zabāʿ*」(Abū-ʿI-Faḍl, *ʿĪn-i Akbari*, Bibliotheca Indica series, vol. I, p. 296) と *muqāʿa* なる形で一見見える。この *muqāʿa* は *muqāʿa* のヘルシム語の付加語尾がついたもので、これに同じくしてはすでにモアランドが封地もしくは徴税請負を意味するとか、あるいは作物分割の別名に過ぎないとかの考察を試みた (Moreland, W. H., J. R. A. S., 1918, p. 9; do., *Agrarian System of Moslem India*, p. 74, 275)。彼は「*muqāʿa* 能動分詞 *muqāʿi* と読んでは、土地をもよほして考えた場合はやはり受動分詞 *muqāʿa* と読むのがよいと思われる」。なお、同じく第四型とその出動名詞 *iqāʿa* は周知の如く封地を意味する。またラムトンは *muqāʿa* (彼女の転写法によれば *muqāʿah*) を説明して「一地域に定めた額を課税する」と、「一地域の税を住民が定めた額で請負う」との二つの意がある (Lambson, A. K. S., op. cit., p. 435)。この *muqāʿa* は同語根 *qāʿa* の派生第三型の受動分詞女性形または出動名詞である。

右のような考察から、*muqāʿat* (*muqāʿa*) は土地の区分、区画に關することはであって、決して土地からの生産物の区分、区画に關することはではない。従つて *ʿIsharaj-i muqāʿat* は、それが個人単位に課せられようと、村または一地域単位に課せられ徴税請負の形をとらうと、要するに、普通の定額地租が徴収すべき一般の土地から区分された生産性の低い土地に対して、単位面積一ビーガーにつきこう

というように賦課される形態の地租を意味するものであった。作柄よりも地租に應じて課税されるという点で、これは定額地租制に近いものであったということができよう。しかしこの地租制が当時とだけ広く実施されていたかは疑問であり、ハービーも、これは例外的に実施が認められた制度であったことを指摘してゐる (Habib, *Irfan*, op. cit., pp. 233-234)。

⑤ *jarib* は注④でも触れたように、本来は土地測定のための長さの基本的単位である。しかし土地制度文書においては、これが地租賦課のための丈量法の意に使用される用語ともなった。 *zabāʿ* は「保持、統治」を意味することはであるが、徴税用語としては丈量法に基づく地租の収集を意味し、かくして *jarib* と同意語のように使用されるに至つたのである。

- ⑥ 「収穫物の見積りは *koot* (*kut*) と呼ばれる」 (Greville, C., *British India Analyzed*, London, 1795, part I, p. 216, quoted in J. Sarkar, J. A. S. B., p. 233, footnote.) *kan* は穀物を意味するのと同じく、*kūt* は「計量」語動詞 *kātina* (「評価する、見積る」の意) の語根に由来する。「評価」や「見積り」を意味し、この *kankūt* は生育中の作物の出来高の見積りを指すことにはあり、*dana-bandī* と同意義に使われる (cf. Habib, *Irfan*, op. cit., p. 199.)
- ⑦ *Crop-sharing*: *shalla* と *kan, dana* と同様、穀物や作物を意味し、付加語尾のついたヘルシム語起源の *balush* は「分配」や「密進」を意味する。丈量法が正規の地租制として実施されるようになってから、この作物分割法は地方によって根強く存続して来た。
- ⑧ これを *Group-assessment* と呼ぶ。たゞ Moreland, W. H., *Agrarian System of Moslem India*, p. 125.
- ⑨ この *jarib* は、原文で次のように呼ばれる。 *hasī-i sal-i ka-*

hili o sāli mutāshī. 上の句中の sāli kamīl に対して、ノビーニは kamīl が特殊な専門用語であることを、「最高の地租が徴収された年」とその著の中で説明しているが (Habib, *Iran*, op. cit., p. 222) kamīl は普通「完全な」を意味する形容詞であつて、従つてこの句では「完全に過ぎ去つた年」つまり「昨年」である。なぜ hasīl は作物の「生産額」を意味することもあるが、jam' と対応して使用されるべきは、間違ひなく、地租の実際の徴収額を意味し、後者は徴収に先立って賦課された地租額、つまり課税額を意味する。徴収額は課税額よりも下回ることが普通であつた。

② この条文では「十分の一税または地租」(sharīk' ushr' al-tharā'ī) の区別をしようとするが、それは法理學上のことであつて、現実には、イスラーム教徒の農民には前者、そうでない農民には後者を課すという区別は殆んど意味をもたなかつたと考へる。従つて、本文中では兩者の別をことさら設けず、いずれも地租として扱ふことにした。

③ Mannucci, *Niccolao, Storia de Mogor*, Eng. tr. by Irvine, William, vol. II, London, 1907, p. 451. 247. Rāi Bhāra Māl Lubhūt-Tawārikh-i Hind, in Elliot, H. M. & Dawson, J., *The History of India as told by its own Historians, The Muhammadan Period*, vol. VII, pp. 171-172. 249. マハムド時代は三〇万ルビーの税収があつたある郡が、シャーシヤハーンの治世には一〇〇万ルビーの税収をあげるようになり、國家には莫大な財貨が蓄積されたことが記されているが、誇張を諷刺して考へるとしても、この増収の大きな要因が地租の税率の引上げにありたと考へなくてはならぬ。税率の引上げは、従つてアウラーンジーブの即位する以前から

つづいて行われていたのやぶである。

④ cf. Moreland, W. H., *The Revenue System of the Mughal Empire*, in *The Cambridge History of India*, vol. IV, London, 1937, p. 463.

⑤ Habib, *Iran*, op. cit., pp. 194-196.

⑥ この句には、貨幣経済に基づく多少とも地域的な商業圏の存在が前提となるが、ムガル朝時代の商業圏や広く貨幣経済の問題については本論では直接触れない。これらについてはノビーニの最近の研究を指摘しようとするが、Habib, *Iran*, *Potentialities of Capitalistic Development in the Economy of Mughal India—an Enquiry*, Paper presented to the International Economic History Congress held in U. S. A., 1969. (also reproduced in the *Journal of Economic History*, XXIX, 1969.)

⑦ 郡は、前節でも触れた如くムルガナと呼ばれ、また一名ベールマハルと云つても史料に出づる。この時代の地方的行政区画は州 (sāba) 県 (sarkār) 郡 という順に設置されていた。マハムド帝の治世末年には一五〇個の州が、アウラーンジーブ帝のこの時代になると、チカ、諸州を併せて二二〇個に上つてゐる。マハムド時代たとえばムグラ州は一三県、二〇三郡からなつてゐたとされるが、この数はその半に減つたとする。アウラーンジーブ時代のムグラ州の総村数は三〇〇一八〇個から (cf. Habib, *Iran*, *Agrarian System*, p. 4) 一部を構成する平均的村数は一五〇近くにはなつた。もちろん郡によつては大小の差がかなり大きかつたであらうし、戸数、人口からみた一村の規模も一般には大きくなかつたことが予測できるけれども。

⑧ Karori は一千万錢、Karor dam' つまり一タムを四〇分の一ルビーとすれば一五万ルビーの地租額をあげる地域毎に区分された徴税

区に派遣される徴税官として、アクバル時代に発足した官吏名であるが、まもなくその本来の意味とははずれていくも、その名称は存続し、かくして各郡に派遣される 'ami' と同一意義に使用されるようになった。(cf. Sarkar, J., Mughal Administration, 5th edn, Calcutta, 1963, p. 35.)

③ R・D 第十余に見えるムタサッディー mutasaddi が、この下級職員に当ることはである。

④ 課税官が出す地租の支払い督促状はパッタ patta と呼ばれたのに対し、農民の側から提出する契約書はカプリーヤト qabuliyat と呼ばれた。これらの文書の交換は、郡および村の首長との間に行われたようである。patta はカウルまたはカウルカール qaul-qatār ともいわれ、R・D 前文に一度 qaul が見える。

⑤ 原文では「下等作物よりも高等作物を奨励して az jins-i adna ba-jins-i a'la mali namūda...」であるが、R・D 下等作物 jins-i adna とは、小麦を基準にした場合、各種のきびなどをさしたのに対し、高等作物 jins-i a'la は棉花、さとうきび、果物など商品作物をさす。こうした商品作物は単位収穫もよかったので、税率も高く、それだけに政府としてもより多くの税収を期待できた。二つの勅令の各所に見える耕地面積の拡大ということ並んで、商品作物栽培の奨励はムガル朝の地租政策でしばしば強調された点である。なほ jins-i a'la は jins-i kamil と同じ文獻中に出つゝることもある。

⑥ この条では、当時市場に流通しているアラムキール (マワラングジープ) 貨およびシャージャハン貨のみ収納を認め、重量の不足する不完全貨幣やむをえず収納する場合にはその割引額を含めた多目の額を農民から取るように定めてゐる。このことは、地租納入が金納であったことを示すものである。

⑦ 封地を示すことばには、イクター iktā'、トゥヤール tujārī があって後者は R・D 前文にも一度出ているが、ムガル朝代ではこれらよりも一般にジャーギール jagīr が使われた。封地制は貴族や高級官僚・軍人に、その位に応じた俸禄に相応しい税収額の見込まれる土地の徴税権を委譲する制度であつて、アクバルの治世第十八年に一時廃止され全領土を皇室領とすることが宣言されたこともあつたが (Abul-Fazi, Akbar-nāma, Bibliotheca Indica series, vol. III, pp. 68-69)、数年後には再び復活され、その後漸次広く行われていくようになった。そしてシャージャハンの治世第二十年 (一六四七) では、ムガル朝全体の地租収入見込額二億二千万ルビーのうち皇室領からのそれは三千万ルビーで残りは封地に属するものといわれ、またマワラングジープの治世第三十三年 (一六九〇) では地租総額三億四千万ルビーのうち、皇室領と封地との割合は五、八一〇万ルビーと二七、六四〇万ルビーといわれ、ほど、封地が大きな割合を占めるに至つた。この封地制と深い関係にあつたのは位階 mansab によつて軍人・官人を序列つける制度であつて、アワラングジープ治世下の上述の年には、叙任された位階保持者 mansabdār の数が一四、四四九にのぼつた。しかし三年またはそれ以下の短期間に転封されることしばしばあつたことは、農民負担の増大の大きな要因となつた。

cf. Morland, W. H., Agrarian System of Moslem India, pp. 125, 130-131.

Cambridge History of India, vol. IV, p. 316.

Sarkar, J., A Short History of Aurangzib, 1618-1707, 3rd edn, Calcutta, 1962, p. 452.

⑧ ビーブのやうに、ムガル朝村落を「地主保有村落 zamindari village」と「農民保有村落 rayati village」と二大別して村落の構造

を明らかにしようとする考え方があがあるが、本稿は村落内の具体的構造の分析に主眼をおかないために、こうした分析方法はとらない（cf. Habib, Irfan, *Agrarian System*, p. 143）。なぞモグラントの研究によれば、マッソル時代のインド村落は一般に耕作者、職人、労務者、および下僕によって構成されていたが、ムガル朝全体を通じてこうした村落の人的構成に大きな変動はなかったものと思われる。本稿で「農民」というのは、この分類のうち村落人口の多数を占めた「耕作者」を指す（cf. Moreland, W. H., *India at the Death of Akbar*, pp. 109-118）。

⑮ この条に付された注釈においても、土地の所有者は統治者＝国王であって、農民は耕作＝作物の所有者であるとの主張がなされている。少し長いが、注釈の全文をここに紹介しよう。「土地所有者の死により、地租をその相続人から徴収し、また彼が耕作前に死亡すればその相続人から地租を徴収しない」と示されていることは、明らかに正しい。なぜなら、現実のところ耕作（*zirat* 作物の意も可）の所有者であるにすぎない土地保有者が耕作せずして死亡し、遺産としてなにも引継ぐものがないその相続人から地租を徴収するのは、公正に反するからである。思うに、土地の所有者は統治者であり、作物の所有者（農民）が耕作せずして死亡すればその相続人の手元には課税すべきものが存しないのであるから、この故に相続人から地租としてなにをも徴収しないことが大切である。」

⑯ 注釈家が、この条への注釈文中、売買時に収奪直前期の作物をつけた土地であれば売手から地租を徴収せよというのは、売手がこの作物の価格も含めた値段で売却したはずだからと説明しているのはまともでなければ、彼が「自己の土地、つまり自己の土地の耕作権を売る」と解しているのは、明らかに無理がある。この条文は、耕作の途

中で土地の売買が行われたとき、その年度の地租をいかに徴収するかを具体的に規定したものであって、次年度以降には土地の保有権ならびに本文で述べた土地に対する諸権利が、当然買手の側に移ったものと考えなくてはならぬ。

⑰ Sharma, Sri Ram, *Mughal Government and Administration*, 2nd edn, Bombay, 1965, pp. 89, 88, 96.

⑱ Qureshi, Ishtiaq Husain, *The Administration of the Mughal Empire*, Karachi, 1966, pp. 176, 281-294.

⑲ cf. Habib, Irfan, *Agrarian System*, pp. 111-118. ハューンは「ローマ人旅行者の眼にどうして国王が唯一の土地所有者であると映ったのか」ということの説明として、彼らにとってはローマの領主のように思える受封者が、王の命によりとも簡単に短期間で転封されるのが不可解であったらしい、との説を紹介している。そしてハューン自身は、国王地主説を却けるとともに、農民一般の土地所有権の存在をも認めず、むしろ彼らは半農奴的な状態にあったことを指摘し、つまるところ、当時のインドには一人の人物による土地の排他的所有権は存在しなかった、と主張する。

⑳ Manucci, N., op. cit., pp. 450-452.

㉑ Bernier François, *Travels in the Mogul Empire*, Eng. tr. by Constable, A., 2nd edn, London, 1916, vol. I, pp. 205f.

㉒ *taqawi* は種子や農耕機具の購入、井戸の開鑿などのために資金を必要とする農民に、国庫から在地の首長の手を通して前貸しされる補助金であって、無利子であるが、一年以内に返済されねばならぬ（cf. Habib, Irfan, *Agrarian System*, pp. 254-255）。

㉓ 『資本論』第三巻第六篇、岩波文庫版第十一分冊（二九九ページ）。

㉔ これより二世紀以上前の事例になるが、シェール・シャーが即位以

前にまだフアリード・ハーンと呼ばれていたころ、父からその封地の一部である二部を譲り受け、この二部内の土地をその部下や同族者に再授封してもよいとの許可を得た。ところがフマリード・ハーンの父は、その上司の封地の一部を保有していたのであって、自己の封地のうちから二部を息子に再譲渡したのである。ここには、土地の重層的保有、換言すれば上級の保有の現象を明瞭に看取することができるのであって直接耕作者を入れて数えると、少くとも五層からなる保有者がそれぞれ規模での土地に対して、ある種の利害と権利を主張すべきたなきべき。(Abbas Khan Sarwani, *Tarikh-i-Sher Shahi*, in Elliot & Dowson, op. cit., vol. IV, pp. 310-312.)

⑤ 地租徴収への協力の報酬として在地の首長に支給される手当は、*nankar* とか *inam* と称され (R. D 第七卷) 徴収額から五な

じ一〇パーセント差し引かれるか、それに見合う土地——地租支払への免除された土地——が与えられた (cf. Habib, *Iran, Agrarian System*, p. 174.)

⑥ Manucci, N., op. cit., p. 450.

⑦ この条では、収税官や在地の首長に与えられる追加権取を *balaya, ish-rajat, abwab* と呼んでゐる。

⑧ *Khan* Khan, *Muntakhab-i-Lubbab*, in Elliot & Dowson, op. cit., vol. VIII, pp. 247-248.

⑨ *Muhammad Saqi Mustafid Khan, Ma'asir-i'Afshari*, in Elliot & Dowson, vol. VII, pp. 294-296.

⑩ cf. Habib, *Iran, Potentialities of Capitalistic Development in the Economy of Mughal India*, op. cit., pp. 11-12.

(京都大学大学院生)

investigated except for few unsatisfactory folklore studies.

This article is to observe *Mogari* in the political view-point where succession to the throne should be considered through the forms of *Mogari* especially for the emperors by means of the fundamental facts from some historical resources.

## The Conditions of the Peasants under Aurangzīb as Seen through his Two Ordinances

by

Osamu Kondo

According to the two Ordinances (farmāns) of Aurangzīb addressed to Rashik Dās and Muḥammad Hāshim respectively, the Group Assessment upon a village or a district based either on the 'Fixed Revenue on Land' (kharāj-i muwazzaf) system or on the 'Revenue in Proportion to Produce' (kharāj-i muqāsama) system was common in those days as compared to the time of Akbar's reign when the assessment by way of Measurement (zabt system) upon the individual cultivator was predominant as the regulation system of the land revenue. Though the peasants had the right of occupancy on their holding, they were, by other than economic pressure, tied to the soil for payment of the high demand which usually amounted to half a produce, and thus forced to be in a position of bondage subject to the State.

Moreover the revenue officials and headmen of villages, using their favourable status for each other, began to expand their influential power over the small peasants and to appropriate a part of the surplus produce for their own sake, therefore the burden over the peasants was more increased. In this short thesis I have, with a view to disclose some aspects of the land revenue system of Mughal India, tried to inquire into the real conditions of the peasants in the latter half of the 17th century.